

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景及び趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 本計画におけるスポーツの定義

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

スポーツは、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であると、スポーツ基本法に規定されています。

また、スポーツの果たす役割は、爽快感、達成感、仲間との連帯感などの精神的充足と、体力向上、健康の保持増進といった心身の両面にわたる効果だけでなく、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化、スポーツを活用した交流人口の増加や地域活性化といった、社会的効果への期待も高まっています。

近年、ライフスタイルの変化や少子高齢化の進行などの急激な社会情勢の変化に伴い、スポーツを取り巻く環境も大きく変化してきました。このような中、国では、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの5年間を計画期間とする第2期スポーツ基本計画を策定し、各種施策が進められています。

令和元（2019）年度には、日本代表選手の活躍で大きな盛り上がりを見せ、岩手県も開催地となった「ラグビーワールドカップ2019」が開催され、また、令和3（2021）年度には「東京2020オリンピック・パラリンピック」の開催が予定されており、これらを契機としてスポーツへの関心が大きく高まることが期待されます。

また、岩手県では、平成31（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間を計画期間とする岩手県スポーツ推進計画が策定され、「スポーツの推進による県民誰もが健やかで輝く岩手の創造」を目指す姿として、具体的な施策が展開されています。

本市においては、平成28（2016）年度からの10年間のまちづくりの指針となる「一関市総合計画」を策定し、「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」の将来像の実現に向けて、前期5年間の施策の展開を体系的に示した「総合計画前期基本計画」を踏まえ、各分野別計画による施策が進められてきました。

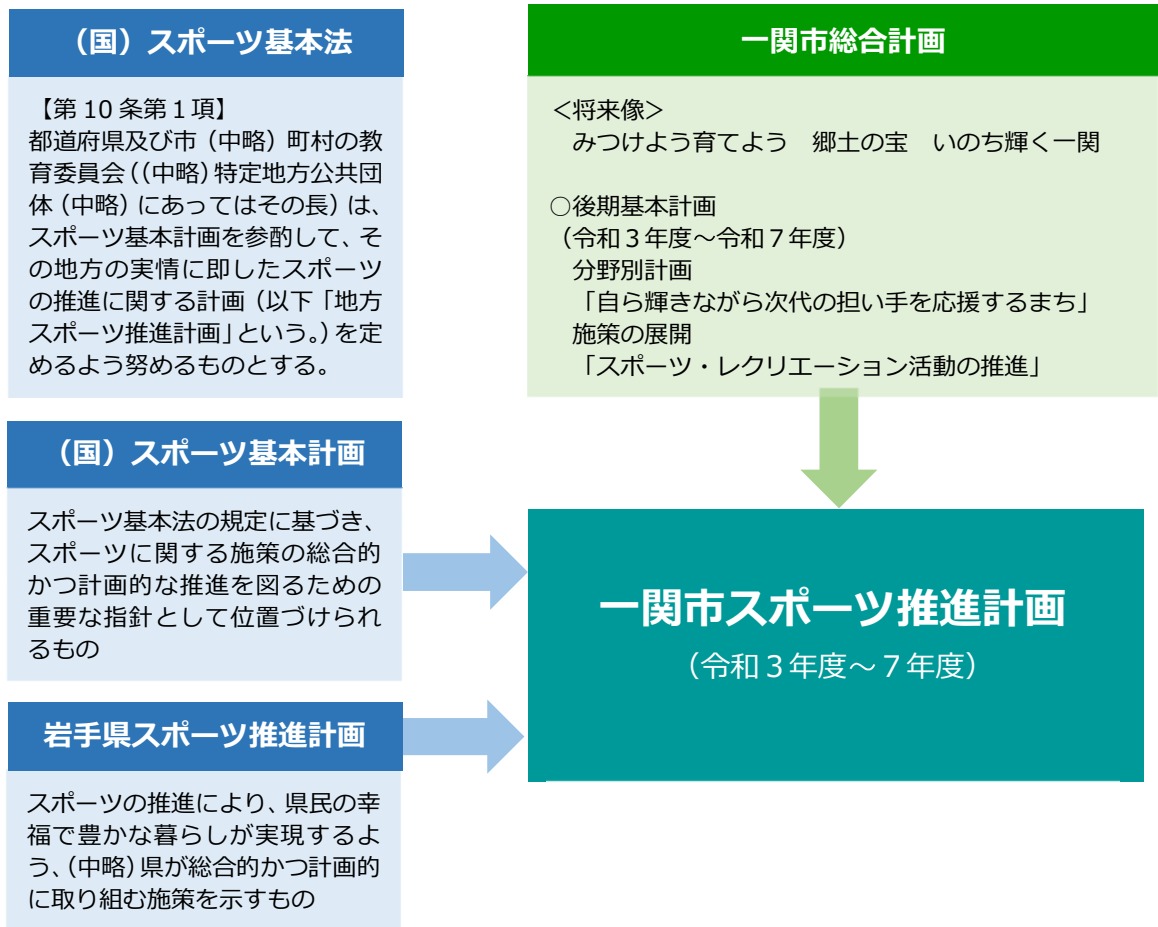
そして、この一関市総合計画を上位計画として、平成28（2016）年度から5年間を計画期間とした「一関市生涯スポーツ振興計画」を策定し、「地域に根ざした生涯スポーツの振興」を基本目標に掲げ、スポーツ振興の施策に取り組んできました。

この度、現行計画の計画期間が令和2（2020）年度で終了することから、令和3（2021）年度から後期5年間の計画期間の施策を示した「総合計画後期基本計画」を踏まえながら本市のスポーツ施策を体系的・計画的に推進するため、新たに「一関市スポーツ推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツの施策に関する基本事項を定めた「スポーツ基本法」（平成 23 年法律第 78 号）の第 10 条に規定されている「地方スポーツ推進計画」として策定するもので、本市におけるスポーツの推進の基本的な方向性を示すものです。

また、「一関市総合計画」を上位計画として、本市が目指すまちづくりの実現に向け、本市のスポーツに関する施策を具体的に示す個別計画です。



3 計画の期間

計画の期間は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和7（2025）年度までの5か年とします。
この間、計画の進捗状況、社会情勢の変化、スポーツを取り巻く環境の変化などにより施策の見直しが必要となった場合には、適宜、見直していくこととします。

～令和2年度 （～2020年）	令和3年度 （2021年）	令和4年度 （2022年）	令和5年度 （2023年）	令和6年度 （2024年）	令和7年度 （2025年）
第2期スポーツ基本計画 （平成29年度～令和3年度）	→	••••	••••	••••	••••
一関市総合計画 前期基本計画（5年）	一関市総合計画 後期基本計画（5年間）				
一関市生涯スポーツ 振興計画（5年間）	一関市スポーツ推進計画（5年間）				

4 本計画におけるスポーツの定義

スポーツ基本法では、

「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」

であるとされています。

本計画では、スポーツをこの定義と同様に捉え、一定のルールに則り勝敗や記録を競う競技としての活動のほか、レクリエーションとして仲間と気軽に楽しみながら身体を動かす活動、ジョギング、体操、散歩、健康や体力づくりを意識しながら行う身体活動なども、「スポーツ」として定義することとします。